

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	綾川町

綾川町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 綾川町 経済課
所在地 綾歌郡綾川町滝宮 299 番地
電話番号 087-876-5282
FAX 番号 087-876-3120
メールアドレス keizai@town.ayagawa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・カラス・ヒヨドリ・カウ・アライグマ・ハクビシ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	綾川町内全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	382万円、5.7ha
イノシシ	果樹（柿）	42万円、0.1ha
イノシシ	芋類	49万円、0.2ha
カラス	果樹（柿）	273万円、0.7ha
カラス	飼料作物	3万円、0.1ha
ヒヨドリ	野菜（ブロッコリー）	421万円、0.8ha
スズメ	水稻	10万円、0.3ha
スズメ	麦	4万円、0.1ha
アライグマ	果樹	109万円、0.2ha
ハクビシン	果樹	171万円、0.2ha
ニホンジカ	樹木	現時点無し
ニホンザル	豆類	現時点無し

(2) 被害の傾向

イノシシについては、生息範囲が拡大しているが、ワイヤーメッシュ（金網柵）や電気柵等の防護柵を施している圃地等は比較的農作物被害が軽微である。また、綾川町鳥獣被害対策実施隊を中心とする捕獲活動により令和3年度には630頭余り捕獲したが、令和4年度は400頭ほどの捕獲となり生息個体の減少が覗える。カラスやヒヨドリについては、生息の中心地である昭和地域、山田地域に大型捕獲檻を設置し被害の減少を図っている。アライグマやハクビシンについては生息数が減少気味だったが、令和4年度は捕獲数が増加した。農作物被害は、防護柵等の対処で減少傾向である。

ニホンジカ・ニホンザルについては、現時点での農作物被害報告は無いが香川県東部地域や徳島県は深刻な状況が発生しており、近い将来綾川町内への出没も予想される。また、国有林の地域別森林計画や、香川県地域森林計画、綾川町森林整備計画内にもニホンジカ・イノシシ被害の対応が位置づけられていることから、対象鳥獣とした。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ	473万円、6.0ha	340万円、4.0ha
カラス	276万円、0.8ha	230万円、0.6ha
ヒヨドリ	421万円、0.8ha	337万円、0.5ha
スズメ	14万円、0.4ha	10万円、0.2ha
アライグマ	109万円、0.2ha	95万円、0.1ha
ハクビシン	171万円、0.2ha	147万円、0.1ha
ニホンジカ	現時点無し	0万円、0.0ha
ニホンザル	現時点無し	0万円、0.0ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	国+県+町の捕獲奨励金事業を活用し、イノシシの有害鳥獣捕獲については、成獣・幼獣を問わず通年、1頭につき1万円の交付。 捕獲檻の購入・貸出等。	狩猟者の高齢化による減少、後継者や経験者不足。 豚熱、鳥インフルエンザ等の伝染病に対するの防疫措置。
防護柵の設置等に関する取組	イノシシ・アライグマ・ハクビシン等の侵入防止のための電気柵・ワイヤーメッシュ（金網柵）設置の補助（町単）。 綾川町鳥獣被害対策実施隊による追払い・追上げ活動。	侵入防止柵等のコスト高。
生息環境管理その他の取組	実施隊員へ講習会等への参加要請。	大型・中型獣や鳥類の出没が多くなる放任果樹園等の除去。 地域ぐるみで行う緩衝帯の設置。

(5) 今後の取組方針

<p>捕獲の担い手となる、綾川町鳥獣被害対策実施隊の技能向上、新人隊員の育成など従来講じてきた取り組みは継続し、講習、講演等に積極的に参加を促し、新技術、GIS等の活用を推進し、安全で効果的・効率的に捕獲活動ができるよう取り組む。</p> <p>また、農業者自ら農地を守ることを意識付けし、狩猟免許の取得等を推進する。</p>

上述の捕獲対策と並行して、従来の侵入防護柵（電気柵・ワイヤーメッシュ（金網柵））の設置の補助も行い、これらを活用していただき被害防止対策について住民への周知を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の出没及び目撃等について通報があった場合、実施隊員の中から任命している者に捕獲・追払い・追上げ等の対応をお願いしている。
カラス・ヒヨドリ・カワウについては、依頼に基づき追払い・銃猟をお願いし、また農家等には防除ネット等の被害防止を呼び掛けている。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5～7	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	綾川町鳥獣被害対策実施隊への新機材（ICT・GIS等）の活用取組、新人隊員の育成、捕獲体制の充実。 ニホンジカ・ニホンザルの群れによる侵入の監視。
5～7	カラス ヒヨドリ カワウ	狩猟免許の取得の推進による捕獲員の確保。 追上げ・追払い活動。 侵入防止ネット等の設置指導。
5～7	ハクビシン アライグマ	香川県アライグマ・ヌートリア防除従事者の養成を推進。 捕獲体制及び捕獲機材の整備・補充に取り組む。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
第13次鳥獣保護管理事業計画並びに第二種特定鳥獣管理計画に基づき、香川県みどり保全課と協議しながら、また過去5年間の捕獲実績、農林業の被害実績等を勘案して、適正かつ計画的に実施できるよう設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	450頭	450頭	450頭
ニホンジカ	5頭	5頭	5頭
ニホンザル	2頭	2頭	2頭
カラス	200羽	200羽	200羽
ヒヨドリ	50羽	50羽	50羽
カワウ	100羽	100羽	100羽
アライグマ	20頭	20頭	20頭
ハクビシン	30頭	30頭	30頭

捕獲等の取組内容
捕獲手段としては、くくりわな・箱わなを用いて綾川町内の山間部に設置する。有害鳥獣捕獲許可は1年間とし、頻繁な見回りを行い錯誤捕獲に対処する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
必要性はなし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	電気柵 10,000m	電気柵 10,000m	電気柵 10,000m
	ワイヤーメッシュ (金網柵) 5,000m	ワイヤーメッシュ (金網柵) 20,000m	ワイヤーメッシュ (金網柵) 10,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	侵入防止柵の適切な維持・管理等の推進	侵入防止柵の適切な維持・管理等の推進	侵入防止柵の適切な維持・管理等の推進

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5～7	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去 追上げ・追払い活動。
5～7	カラス ヒヨドリ カワウ	放任果樹の除去。 追払い活動。
5～7	アライグマ ハクビシン	放任果樹の除去、防除従事者の養成、被害防止知識の普及啓発。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
JA 香川県中讃営農センター	被害情報の提供、被害防止対策の実施
綾川町農業委員会	被害情報の提供
香川県農業共済組合中讃支所	被害情報の提供、被害防止対策の実施
綾歌地区猟友会	捕獲及び被害防止対策の実施
香川県中讃農業改良普及センター	被害防止に関する情報提供
JA 香川県綾歌南部地域水田部会	被害情報の提供
JA 香川県綾歌南部地域洋菜部会	被害情報の提供
JA 香川県綾歌南部地域柿部会	被害情報の提供
綾川町	事務局、被害情報の伝達・周知、捕獲及び被害防止対策の実施

(2) 緊急時の連絡体制

綾川町役場より各関係機関への連絡体制を取る。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲者が止めさし等の適切な処理をした後、自家消費又は埋設、若しくは適切な処理施設での焼却を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシについては、捕獲者及びその関係者によって解体・自家消費されているが、食肉の「安心・安全」の基準は担保されていない。今後、安全で良質なジビエをビジネスとして商品化するには、捕獲から搬送・処理加工がしっかり整備され、「食品衛生法」を遵守し、県の定めた指針に原則従って衛生的に処理、活用する「食肉処理施設」が必要である。また、商品化ができて捕獲頭数を安定的に確保できるかが問題で現状の捕獲状況では不安定であり、ビジネスとしては難しく、将来的にジビエを提供するならば近隣の行政とも協力体制を築く必要がある。
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(2) 処理加工施設の実施

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	綾川町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
JA 香川県中讃営農センター	被害情報の提供、被害防止対策の実施
綾川町農業委員会	被害情報の提供
香川県農業共済組合中讃支所	被害情報の提供、被害防止対策の実施
綾歌地区猟友会	捕獲及び被害防止対策の実施
香川県中讃農業改良普及センター	被害防止に関する情報提供
JA 香川県綾歌南部地域水田部会	被害情報の提供
JA 香川県綾歌南部地域洋菜部会	被害情報の提供
JA 香川県綾歌南部地域柿部会	被害情報の提供
綾川町	事務局、被害情報の伝達・周知、捕獲及び被害防止対策の実施

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
香川県環境森林部みどり保全課	情報提供並びにその他必要な援助
香川県農林水産部農業経営課	情報提供並びにその他必要な援助

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

綾川町鳥獣被害対策実施隊の構成員は、有害鳥獣の捕獲について安全管理に必要な知識及び技能を有し、被害防止に向けた社会的貢献が可能な者が任命されており、綾川町全域の依頼捕獲を担っている。また、町役場に町民からのイノシシ等の出没・目撃等の通報が入った場合、直ぐに対応できるように実施隊員から9名の隊員を通報対応者として任命し、調査・捕獲等の対応を依頼している。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

綾川町鳥獣被害対策実施隊が被害防止対策の実施体制の維持・強化を図るため、積極的に研修や講習会等に参加して新しい知識や技術の習得・向上を目指し、人材の育成に取り組む。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし